

## 条例改正の主な経過

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 昭和 60 年 6 月                       | 東京都新宿区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行   |
| 平成 2 年 10 月 1 日                   | 新宿区個人情報保護条例施行  |
| 平成 15 年 5 月 30 日                  | 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）公布   |
|                                   | 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律公布   |
| 平成 16 年 4 月 2 日                   | 政府基本方針閣議決定   |
| 平成 16 年 4 月 19 日                  | 個人情報保護関係連絡会議を設置し、条例全体の見直し作業に入る（全 7 回開催）  |
| 平成 16 年 5 月 27 日                  | 「新宿区個人情報保護条例の改正すべき点及びその運用に関して改善すべき点」について、情報公開・個人情報保護審議会に諮問<br>情報公開・個人情報保護審議会でも審議（全体会 12 回・小委員会 6 回開催）  |
| 平成 16 年 9 月 9 日                   | 情報公開・個人情報保護審議会から中間報告を受ける。  |
| 平成 16 年 9 月 25 日～<br>同年 10 月 15 日 | パブリック・コメント実施「個人情報保護条例の改正に向けて」  |
| 平成 16 年 12 月 17 日                 | 情報公開・個人情報保護審議会から答申「新宿区個人情報保護条例の改正すべき点及びその運用に関して改善すべき点等」を受ける  |
| 平成 17 年 2 月 22 日                  | 新宿区個人情報保護条例改正案を区議会に提出  |
| 平成 17 年 3 月 24 日                  | 新宿区個人情報保護条例改正議案が区議会で可決成立   |
| 平成 17 年 3 月 24 日                  | 新宿区個人情報保護条例公布  |
| 平成 17 年 4 月 1 日                   | 新宿区個人情報保護条例施行<br>個人情報保護法全面施行・行政機関個人情報保護法施行   |
| 平成 18 年 6 月 19 日                  | 新宿区個人情報保護条例の一部を改正する。主な改正は以下のとおり。<br>(定義の整理等)<br>受託業務者の定義に、指定管理者から業務の委託を受けたもの、及び再委託を受けたものを加えるとともに、新たに「派遣労働者等」を定義する。<br>(救済手続の規定整備)<br>同一の者が同一の不服申立てを行った場合に、審査会への諮問義務を解除する。  |
| 平成 19 年 10 月 1 日                  | 郵政民営化に伴い、非開示情報について規定整備をする。   |
| 平成 21 年 4 月 1 日                   | 統計法等の改正に伴い、条例の適用除外規定の整備をする。  |
| 平成 27 年 10 月 5 日                  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行による「社会保障・税番号制度」の導入に伴い、区の実施機関における特定個人情報の取扱いに関する特則を定める。<br>(定義の整理)<br>個人情報の定義は、従来どおり「死者を含むもの」とする。<br>(開示請求等ができる者【任意代理人】の範囲)<br>番号法と整合するよう、任意代理は、「本人の入院等特別の理由」がある場合に限定せず、認めることとする。 |
| 平成 28 年 4 月 1 日                   | 行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行う。<br>(諮問する審査会等)<br>自己情報開示決定等に係る審査請求については、従来どおり「新宿区情報公開・個人情報保護審査会」に諮問することとし、新設「新宿区行政不服審査会」への諮問手続（審理員の指名）は行わないこととする。   |

|                  |   |
|------------------|---|
| 平成 29 年 5 月 30 日 | <p>「自治体間等の情報連携」の開始に係る番号法の一部改正に伴い、規定を整備する。<br/>(定義の整理)</p> <p>「情報提供等記録」の定義規定に、番号法第 26 条により準用する場合を含める。<br/>(情報提供等記録の訂正時の通知先)</p> <p>「情報提供等記録」を訂正したときは、総務大臣、情報照会者、情報提供者のほか、条例事務関係情報照会者、条例事務関係情報提供者に通知する。</p>   |
| 平成 29 年 9 月 20 日 | <p>地方公共団体情報システム機構が処理する事務の適正な実施を確保する（総務大臣による監督命令規定等を整備する）旨の地方公共団体情報システム機構法の一部改正に伴い、番号法の引用条項を改める。</p>   |
| 令和 3 年 10 月 15 日 | <p>番号法の改正等に伴い、規定を整備する。改正内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本条例第 3 2 条の 6 第 3 項<br/>番号法第 1 9 条第 1 5 号 ⇒ 番号法第 1 9 条第 1 6 号</li> <li>・本条例第 3 2 条の 8<br/>総務大臣 ⇒ 内閣総理大臣<br/>番号法第 1 9 条第 7 号 ⇒ 番号法第 1 9 条第 8 号<br/>同条第 8 号 ⇒ 同条第 9 号</li> </ul>             |
| 令和 4 年 4 月 1 日   | <p>「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行による個人情報の保護に関する法律」の改正等に伴い、規定を整備する。改正内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本条例第 5 条第 4 項第 3 号<br/>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項<br/>⇒ 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 9 項</li> </ul> |